

株主各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号

カゴメ株式会社

代表取締役社長 喜岡浩二

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら3頁からの「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。 敬 具

記

- | | | |
|------------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2007年6月20日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 センチュリーホール
(今回から開催場所を変更いたしておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | 報告事項 | 1. 第63期(自2006年4月1日 至2007年3月31日)事業報告、
連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 取締役12名選任の件 |
| | 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第3号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の承認の件 |

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご案内 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告は別添の「第63期報告書」に記載のとおりであります。本招集ご通知及び第63期報告書は当社ホームページにも掲載いたしております。

なお、株主総会参考書類及び添付書類(第63期報告書)について、修正が生じた場合には、当社ホームページに修正後の内容を掲載させていただきます。 URL <http://www.kagome.co.jp>

議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権の行使をお願い申し上げます。

1. 議決権行使書郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2007年6月19日(火曜日)午後5時30分までに到着いたしますように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権の行使

パソコンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から以下の議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否のご入力を、2007年6月19日(火曜日)午後5時30分までにご利用申し上げます。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。) 【議決権行使サイトURL】 <http://www.evotep.jp/>

3. 議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

《インターネット議決権行使のご利用上の注意点について》

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 株主様以外の他人による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の新しいパスワードへの変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
2. 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の2007年6月19日(火曜日)の午後5時30分(営業時間終了時)まで受付いたしますが、お早めに行使されますようお願いいたします。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
4. パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
5. 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
6. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム・お手続きに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話(受付時間 9:00~21:00、通話料無料): 0120-173-027

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	喜岡 浩二 (1942年1月18日生)	1964年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1991年6月 当社常務取締役 1993年3月 大日本紙業(株)取締役(現任)(現ダイナパック(株)) 1994年6月 当社代表取締役専務取締役 1996年6月 当社代表取締役副社長 2002年10月 当社代表取締役社長(現任)	21,864株
2	高田 卯基 (1944年6月25日生)	1967年3月 当社入社 1991年6月 当社取締役 1996年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社取締役常務執行役員(現任) 2006年4月 カゴメ物流サービス(株)代表取締役社長(現任) 2006年6月 当社名古屋本社担当(現任)	21,870株
3	平岡 泰樹 (1944年9月18日生)	1968年3月 当社入社 1996年6月 当社取締役 2001年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社取締役常務執行役員(現任) 2006年4月 当社総合研究所長(現任)	6,200株
4	西 秀訓 (1951年1月6日生)	1975年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役 2003年6月 当社取締役執行役員 2005年6月 当社取締役常務執行役員(現任) 2006年4月 当社本社スタッフ部門担当(現任)	8,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	おお たけ せつ ひろ 大 嶽 節 洋 (1948年 4月29日生)	1971年 3月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 2005年 6月 当社取締役執行役員 2006年 4月 当社取締役常務執行役員(現任) 2006年 4月 当社営業担当(現任)	8,300株
6	たか はし てつ や 高 橋 哲 也 (1945年 7月 6日生)	1969年 3月 当社入社 1992年 6月 当社情報システム部長 2000年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社取締役執行役員(現任) 2005年 4月 当社SCM部長(現任)	14,921株
7	さ の たい ぞう 佐 野 泰 三 (1951年 1月 3日生)	1973年 4月 当社入社 2001年 6月 当社生鮮野菜BUディレクター(現任) 2003年 6月 当社執行役員 2005年 6月 当社取締役執行役員(現任)	8,742株
8	は むろ こう いち 羽 室 廣 一 (1949年11月27日生)	1973年 4月 当社入社 2003年 4月 当社広域営業統括部長(現任) 2003年 6月 当社執行役員 2005年 6月 当社取締役執行役員(現任)	8,200株
9	てら だ なお ゆき 寺 田 直 行 (1955年 2月 5日生)	1978年 4月 当社入社 2004年 4月 当社営業推進部長 2005年 6月 当社取締役執行役員(現任) 2006年 4月 当社東京支社長(現任)	4,200株
10	ふか や きよし 深 谷 潔 (1947年 5月27日生)	1970年 3月 当社入社 2002年11月 当社総合研究所長 2005年 6月 当社執行役員 2006年 6月 当社取締役執行役員(現任) 2007年 4月 当社生産部門担当(現任)	9,586株
11	いし ぐれ やす とし 石 樽 康 利 (1949年 8月12日生)	1973年 4月 当社入社 1999年 4月 当社飲料BUディレクター 2000年 6月 当社取締役(現任) 2004年 4月 KAGOME INC. プレジデント 兼 CEO(現任)	20,130株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
12	あさのしょうしん 浅野正心 (1952年9月28日生)	1975年4月 当社入社 1995年6月 当社営業推進部長 2000年6月 当社取締役(現任) 2003年6月 当社取締役執行役員 2005年8月 可果美(杭州)食品有限公司董事長 兼総経理(現任)	6,300株

(注) 候補者と会社の間、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役田村博俊氏、下野哲夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	かにえむつひさ 蟹江睦久 (1954年12月5日生)	1977年4月 当社入社 2001年4月 当社ロジスティクス部長 2007年4月 当社経営企画室担当部長(現任)	679,099株
2	おおたみちお 太田道夫 (1948年5月9日生)	1972年4月 (株)日本興業銀行入行 1997年5月 日本ハイパック(株)へ出向 1997年6月 同社取締役経営企画室長 1998年1月 同社常務取締役 2005年1月 ダイナパック(株)常務取締役総合企画室長 2005年8月 同社常務取締役総務部長 2006年3月 同社常勤監査役(現任)	1,000株

- (注) 1. 候補者と会社の間、特別の利害関係はありません。
2. 太田道夫氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由

太田道夫氏につきまして、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため選任をお願いするものであり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

(2) 社外監査役との責任限定契約

当社定款第37条の規定に基づき、太田道夫氏との間で監査役就任時に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の承認の件

当社は、2006年10月20日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます)の導入を決定し、公表いたしました。

本ルールは、大量取得行為に対する当社対抗策の発動の可否を直接株主の皆様にお伺いする方式としており、2007年4月26日開催の取締役会において、この株主意思尊重の考え方は堅持しつつ、当社の考え方をより明確にしてより分かり易いルールに改定することを決議し、公表いたしました。

本ルールの継続にあたりましては、その重要性を鑑み、株主の皆様にご説明し、ご意思を確認させていただくことが適切と考え、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、本総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数による承認が得られない場合には、本ルールは本総会の終結の時をもって効力を失います。

本ルールの内容は次のとおりであります。

1. 基本的な考え方

当社は「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念にして、カゴメという企業や商品が社会やお客様にどんな価値を提供するのかを約束し、その約束に基づいてすべての企業活動を統合的に一貫して進める「ブランド価値経営」を展開しております。そしてその約束を端的に表現したブランドステートメントが、「自然を、おいしく、楽しく。カゴメ」です。

当社はこのブランドの約束のもと、トマトや野菜が持つ「抗酸化力」と、乳酸菌が持つ「免疫力」を活用し、これらに果実、穀物、豆を加えて「体内環境正常化運動」を展開しております。自然の恵みがもたらす価値を最善の知恵でおいしく楽しく磨き上げ、「よい食事」を誠実に提供することにより、健康長寿に貢献する企業を目指しているのです。

当社は創業した明治32年以来、カゴメの企業価値を高めることに取り組んできておりますが、このブランド価値経営によって一層企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることができるものと確信しております。

また当社は「開かれた企業」として、「ファン株主10万人構想」を重要な経営目標として取り組んでまいりました。カゴメ商品をご購入いただくお客様とカゴメの株主様は表裏一体である、との考えからです。この結果、2007年3月末日現在の株主数は13万人を超えるに至りました。全持株数に占める個人株主の比率は62%を占めています。カゴメはお客様資本に大きく支えられているのです。

今後、この多数の株主様に支えられている当社の株式について大量取得行為が行われる場合には、当社取締役会は、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これらを株主の皆様が開示するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から望ましくないものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のどちらを選択すべきかを株主の皆様にご直接お伺いすることが、当社の企業価値と株主共同の利益を確保・向上させるための最善の方策だと当社は考えます。

当社はこのような考え方にに基づき以下の通り、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定、導入しました。

2. 本ルールの内容

(1) 導入の目的

本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆様が判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行った後、かかる買付が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から望ましくないものと判断する場合には、買付提案及び当社取締役会が作成する代替案を株主の皆様が開示し、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆様にごどちらの提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを直接ご判断いただくことを目的にしております。

当社代替案の作成にあたっては、独立した社外の第三者たる専門家のアドバイスに従って、代替案の公正さと客観性が担保されるように配慮します。

なお、買付が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合や買付者が本ルールを遵守しない場合には取締役会の判断に基づいて対抗策を発動します。

(2) 対抗策の内容

買付者が現れ、本ルールに定められる手続きを経た後に、対抗策を発動すべきとの結論に達した場合には、大要(5)に定める条件・内容での新株予約権（当該買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者以外の者から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項の設定等の条件が付されたもの。以下

「本新株予約権」といいます。)の無償割当て、その他法令及び定款により許容される対抗策を発動することとします。

(3) 対抗策を発動する場合の手続き

① 対象となる買付

本ルールの対象となる買付は、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株式所有割合並びに公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けです。但し、当社取締役会が当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと別途認めた買付は除きます。(以下、本ルールの対象となる買付を「買付」といい、買付を行う者及び買付を行おうとする者(当社の同意を得ることなくかかる買付に関する情報開示等を行う者、買付提案を行う者を含みます。)を「買付者」といいます。)

なお、a.及びb.で使用する用語及び概念は、証券取引法第二章の二「公開買付けに関する開示」及び第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」で示された定義に準拠します。

② 買付者への情報提供の要求

買付者には買付の実行を一定期間(当社取締役会が買付に同意するか、対抗策の不発動を決議するまでの期間)停止していただき、まず当社所定の書式で、(i)買付者が買付に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨、(ii)当社が必要と判断する場合に、買付に関する情報につき適切な情報開示を行うことに同意している旨、(iii)当社が買付について開示を行うまで、法令等で開示が義務付けられていない買付に関する一切の情報を秘密として保持する旨の誓約文言を含め、当社が買付者の買付内容の検討に必要な情報として以下に定める情報(以下「必要情報」といいます。)をすべて記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、本ルールに基づく買付説明書であることを明記してご提出いただきます。

【必要情報】

- a. 買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び買付者と協調して行動する者の詳細(具体的名称、資本構成(資本金、株主(ファンドの場合は組合員その他の構成員)の状況)、事業内容、財務内容、役員の氏名、それぞれの関係等を含みます。)

- b. 買付の目的、方法及び内容(買付予定株式数、買付の対価の価額・種類、買付の時期・期間(延長の可能性の有無)、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付条件の変更・撤回の可能性、二段階買付の予定の有無・内容を含みます。)
- c. 買付価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。)
- d. 買付資金の裏付け(買付を行うため調達する資金の総額、買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- e. 買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画(事業譲渡・譲受け、合併、会社分割、設備投資、経営陣の交代等を含みます。)、資本政策(増減資、上場廃止等を含みます。))及び配当政策
- f. 買付後の当社及び当社グループの役職員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- g. 当社の他の株主との間の利益相反のある場合にはそれを回避するための具体的方策
- h. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付説明書に記載された情報・内容が不十分だと判断した場合には、適宜回答に必要な期限(原則として60日を上限とします。)を定めた上で、買付者に追加情報を再提出するよう要求することがあります。この場合、買付者には指定した期限までに追加情報を再提出していただきますが、期限内に当社取締役会の求める追加情報が提出されずに買付が行われる場合は、当社取締役会の判断に基づく対抗策が発動される場合がございます。

③ 買付説明書の検証及び買付者との交渉

当社取締役会は、買付提案を検討するうえで必要十分な情報が記載された買付説明書(以下「適正な買付説明書」といいます。)を受領し次第、速やかにその旨を公表すると共に、買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかの検証及び買付者との交渉を開始します。

買付者は、当社取締役会との協議を踏まえ、買付説明書に記載された買付に関する

事項につき変更することができ、当社取締役会は、当該変更が当社の企業価値・株主共同の利益の観点から従前の提案内容より望ましいものと判断する場合には、可能な限り従前の提案と同一性を有するものとして取扱い従前の手続を継続しますが、従前の提案内容より望ましいものと判断しない場合には、従前の手続を中止し、変更後の提案は新たな買付説明書の提出として取扱います。

④ 投票基準日の決定

当社取締役会は、適正な買付説明書の受領後速やかに株主意思確認手続きにおいて議決権を行使できる株主様を確定するための基準日(以下「投票基準日」といいます。)を定めます。

投票基準日は、適正な買付説明書の公表後、当該買付提案を検証するために必要であるとして当社取締役会が定める60日以内の期間(ただし、買付が当社株券等のすべてを現金(日本円)のみを対価として行う公開買付け以外の方法による場合は90日以内の期間とします。以下「検証期間」といいます。)内の日とし、投票基準日の2週間前までに公告を行います。

⑤ 代替案の作成

当社取締役会は、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした代替案を作成することができます。この場合、買付提案と当社取締役会作成の代替案のいずれが適切なものであるかの判断を株主様に的確に行なっていただくため、当社代替案を買付提案と比較対照できるようにします。併せて、買付提案に対する当社取締役会の見解も明示します。

なお、当社代替案及び当社見解の作成に当たっては、当社取締役会は当社の費用で独立した第三者(フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を十分に取り入れることによって、当社取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主利益の向上が図られる案が作成されるよう配慮します。

⑥ 株主意思の確認手続き

対抗策の発動又は当社取締役会に対する対抗策の発動の委任についての株主意思の確認は、株主意思確認総会での株主投票又は株主様による書面投票の手続き(以下「株主意思確認手続き」といいます。)により行います。

当社取締役会は、投票基準日確定までに株主意思の確認を以下のa.株主意思確認

総会、b.書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、検証期間の終了後、実務上必要とされる日数を勘案した上で可能な限り速やかに株主意思確認手続きを実施します。

a. 株主意思確認総会

株主意思確認総会では、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続き及び当該総会における議決権の行使方法は法令及び当社定款に定める株主総会の手続きに準じます。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

b. 書面投票

書面投票による決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票にあたっては、議決権を行使することのできる株主様に対して、投票すべき議案（買付者の買付提案、当社代替案、及び買付提案に対する当社取締役会見解を添付）、投票締切日その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票日の3週間前までに送付し、投票締切日に至るまで投票用紙による投票を受け付けます。

c. 議決権を行使できる株主

株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主様といたします。

d. 3分の1以上の株主の投票又は出席がなかった場合

株主意思確認総会又は書面投票において総株主の議決権の3分の1以上の株主様の出席又は書面投票がなかった場合は、株主意思の確認ができなかったものとみなして、対抗策の発動は見送ります。

e. 株主意思確認手続きの結果につきましては判明し次第速やかに開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

株主意思確認手続きにおいて対抗策の発動又は当社取締役会に対する対抗策の発動の委任が決議された場合、当社取締役会は、買付者に対して、買付説明書に記載

された買付を撤回するよう申し入れます。

当社取締役会は買付者が買付を撤回しない場合、株主意思確認手続きの結果に従って、速やかに本新株予約権の無償割当て等の対抗策の発動又は不発動の決議を行うと共に、速やかにその決議内容を開示します。買付者は当社取締役会が対抗策の不発動に関する決議を行いその結果を開示するまでの間、買付を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後において、以下のa.又はb.のいずれかの事態が発生した場合には、当社取締役会は、(i)本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は本新株予約権の無償割当てを中止することができる旨の決議を、(ii)無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- a. 当該無償割当ての決議後に買付者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが存在しなくなった場合
- b. 当該無償割当て決議をするに至った事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が下記(4)「取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に定めるいずれの要件にも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等の実施を認めることが相当でない場合

(4) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件

当社取締役会が、買付者による当該買付が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、その判断根拠を明らかにした上で速やかに対抗策(本新株予約権の無償割当て等)を発動します。

- ① 本ルールに定める手続きを遵守しない買付
- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益を明白に侵害する虞のある以下の買付
 - a. 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に高値で買い取るよう要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産を廉価で取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現するいわゆる焦土化経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループの会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要する買付

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会において本新株予約権の無償割当てが決議された場合、当社は当社を除くすべての株主様に本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権割当決議」といいます。)において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点における当社の保有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

なお、割当期日以降に株主名簿に記載又は記録された方や、割当期日までに当社株式の売却等を行ったことにより割当期日最終の株主名簿に記載又は記録されないことになった方については、本新株予約権の無償割当ては行われません。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権割当決議において当社取締役会が定めます。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際し

て出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で当社普通株式の時価の50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とします。「時価」は本新株予約権割当決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当ての効力発生日(但し、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日とします。)を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権割当決議において定める期間とします。

但し、下記⑨項の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合の当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 買付者、(ii) 買付者の共同保有者、(iii) 買付者の特別関係者、(iv) 買付者のために当社株式又は本新株予約権を保有する者、(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義されます。)をいいます。上記(i)ないし(vi)に該当する者を、以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続きが必要とされる日本国非居住者についても本新株予約権を行使することができない場合があります。

但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件の下に当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)、その他本新株予約権割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は非適格者に該当しないものとします。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、本新株予約権の行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- b. 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記⑦項の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を1株交付することができます。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記⑦項の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これを全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を1株交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(6) 本ルールの有効期間、廃止及び変更

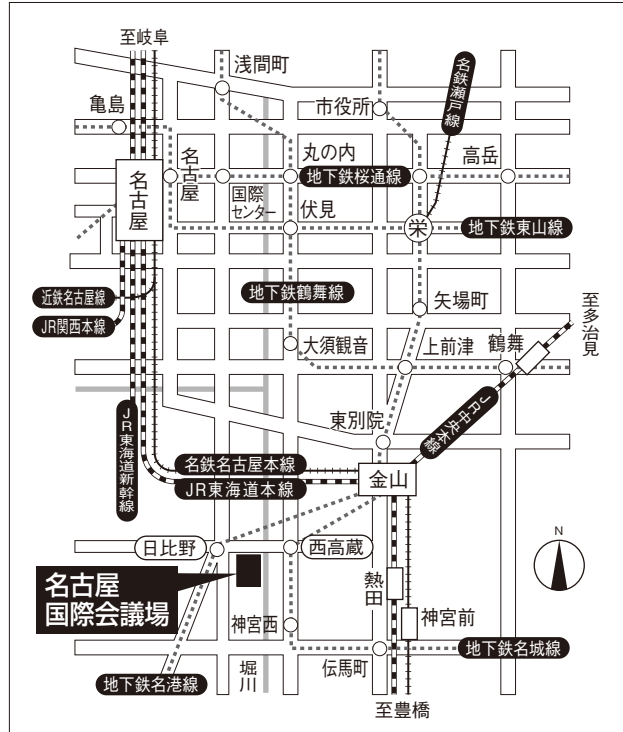
本ルールの有効期間は、2009年開催の定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間満了前であっても当社定時株主総会又は当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、有効期間満了前に、法令の改正、司法判断や社会の動向、当社が上場する証券取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、当社取締役会において本ルールの修正・変更が望ましいものと判断し、本ルールの修正・変更の決議がなされた場合は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報開示します。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 センチュリーホール
電話 (052)683-7711



●交通のご案内

- 地下鉄 名城線「西高蔵駅」下車、徒歩5分
名港線「日比野駅」下車、徒歩5分

- 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。